

鶴ヶ島市地域包括支援センターかんえつ(指定介護予防支援事業所)

運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会医療法人社団新都市医療研究会〔関越〕会が鶴ヶ島市から委託運営する鶴ヶ島市地域包括支援センターかんえつ(以下「センター」という。)が行う指定介護予防支援の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定めるものとする。

(事業目的)

第2条 事業は、センターの保健師等指定介護予防支援に関する知識を有する職員(以下「担当職員」という。)が要支援状態にある高齢者(以下「利用者」という。)に対し、適正な指定介護予防支援を提供することを目的とする。

(事業の運営の方針)

- 第3条 事業の実施に当たっては、利用者が要支援状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して行うものとする。
- 2 事業は、利用者の心身の状況やその置かれた環境に応じて、利用者自らの選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、当該目標を踏まえ、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるように配慮して行うものとする。
 - 3 指定介護予防支援の提供に当たっては、利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定介護予防サービスが特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者若しくは地域密着型介護予防サービス事業者(以下「介護予防サービス事業者」という。)に不当に偏することのないよう、公正中立に行うものとする。
 - 4 指定介護予防支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又は利用者の家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
 - 5 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域包括支援センター、老人介護支援センター、指定居宅介護支援事業者、他の指定介護予防事業者、介護保険施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する指定特定相談支援事業所、医療機関、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との密接な連携に努める。
 - 6 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるものとする。
 - 7 事業の提供に当たっては、介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(センターの名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 鶴ヶ島市地域包括支援センターかんえつ
- (2) 所在地 鶴ヶ島市大字脚折145番地1

(職員の職種、員数及び職務内容)

第5条 事業所に勤務する職員、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名(常勤)

管理者は、センターの従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業に関する法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令等を行う。

(2) 担当職員

- 保健師等(経験ある看護師) 1名(常勤) 以上
- 主任介護支援専門員 1名(常勤) 以上
- 社会福祉士等 1名(常勤) 以上
- 介護支援専門員 1名(非常勤) 以上
- 事務員 1名(常勤兼務) 以上

担当職員は、指定介護予防支援の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第6条 センターの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。(祝日、GW、12/29~1/3は除く)
- (2) 営業時間 午前8時40分から午後5時25分までとする。
ただし、電話等により24時間常時連絡が可能な体制をとる。

(指定介護予防支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額)

第7条 センターは、利用者の選択・同意に基づき、利用するサービスの種類の内容、これを担当する介護予防サービス事業者等を定めた「介護予防サービス計画」を作成するとともに、当該計画に基づくサービスの提供が確保されるよう、介護予防サービス事業者その他の事業者、関連機関との連絡調整その他の便宜を提供する。

- 2 センターは、担当職員を選任し、又は変更する場合は、利用者の状況とその意向に配慮して行う。
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。
- 4 担当職員は、介護予防サービス計画の作成に当たり、次の各号に定める事項を遵守する。
 - (1) 利用者の居宅を訪問し、利用者及び利用者の家族に面接し、利用者の生活機能や健康状態、置かれている環境等を把握した上で、利用者の日常生活の状況を把握し、利用者及び利用者の家族の意欲及び意向を踏まえて、介護予防の効果を最大限に発揮し、利用者が自立した日

常生活を営むことができるように支援すべき総合的な課題の把握に努めること。

- (2) 当該地域における指定介護予防サービス事業者等に関するサービス内容、利用料の情報を、特定の業者のみを有利に扱うことなく、適正に提供し、利用者にサービスの選択を求めること。
 - (3) 利用者が目標とする生活、専門的観点からの目標と具体策、利用者及び利用者の家族の意向を踏まえた具体的な目標、その目標を達成するための支援の留意点、利用者及び指定介護予防サービス事業者等が目標を達成するために行うべき支援内容並びにその期間等を記載した介護予防サービス計画の原案を作成すること。
 - (4) 上記原案に位置付けた指定介護予防サービス等について、保険給付の対象となるかどうかを区分した上で、サービスの種類、内容、利用料等について利用者又は利用者の家族に対し説明し、文書により利用者の同意を受けること。
 - (5) 利用者が、医療サービスの利用を希望している場合には、主治医等の意見を求め、その指示がある場合には、これに従うこと。
 - (6) その他、利用者及び利用者の家族の希望をできる限り尊重すること。
- 5 担当職員は、次に掲げる場合においては、原則として、サービス担当者会議(担当職員が介護予防サービス計画の作成のために介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者(以下「担当者」という。)を招集して行なう会議をいう。以下同じ。)の開催、担当者に対する照会等により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該介護予防サービス計画の原案の内容について、担当者から専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、次に掲げる場合については、やむを得ない理由がある場合を除き、サービス担当者会議を開催する。
- (1) 介護予防サービス計画を新規に作成する場合
 - (2) 利用者が要支援更新認定を受けた場合
 - (3) 利用者が要支援状態区分の変更の認定を受けた場合
- 6 担当職員は、次に掲げる場合においては、原則として、サービス担当者会議の開催により、介護予防サービスの計画の変更の必要性について、担当者から専門的な意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めるものとする。
- (1) 利用者が要支援更新認定を受けた場合
 - (2) 利用者が要支援状態区分の変更の認定を受けた場合
- 7 第5項及び前項に掲げるサービス担当者会議は、センターの会議室、介護予防サービス事業者が設置する事業所内及び利用者の自宅で行う。
- 8 担当職員は、介護予防サービス計画作成後においても、利用者及び利用者家族と継続的に連絡をとり、利用者の実情を常に把握するように努める。
- 9 担当職員は、介護予防サービス事業者等に対して、介護予防サービス計画に基づき、指定介護予防サービス事業者が作成すべき個別サービス計画の作成を指導するとともに、サービスの実施状況や利用者の状態等に関する報告を少なくとも1月に1回、聴取する。
- 10 担当職員は、介護予防サービス計画の作成後、介護予防サービス計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて介護予防サービスの計画の変更、介護予防サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行なう。

- 11 担当職員は、利用者が介護予防サービス計画の変更を希望する場合は、再評価を行い、介護予防サービス計画の変更、要支援認定区分の変更申請、関連事業者に連絡するなど必要な援助を行う。
- 12 担当職員は、第10項に規定する実施状況の把握(以下「モニタリング」という。)に当たっては、利用者及び利用者の家族、介護予防サービス事業者との連絡を継続的に行なうこととし、特段の事情のない限り、次の定めるところにより行なう。
 - (1) 少なくともサービスの提供を開始する月(以下「提供開始月」という。)サービスの評価期間が終了する月及び提供開始月の翌月から起算して3月に1回並びに利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者面接する。
 - (2) 利用者の居宅を訪問しない月においては、可能な限り、指定介護予防通所介護事業所又は指定介護予防通所リハビリテーション事業所を訪問する等の方法により利用者面接するように努めるとともに、当該面接ができない場合にあっては、電話等により利用者との連絡を実施する。
 - (3) 少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録する。
- 13 担当職員は、モニタリングの結果及び第9項に規定する介護予防サービス事業者等からのサービスの実施状況や利用者の状態等に関する報告に基づき、給付管理票を作成し提出するなどの給付管理業務を行うとともに、関連機関との連絡調整を行う。
- 14 担当職員は、適切なサービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難になったと認められる場合又は利用者が介護保険施設への入所又は入院を希望する場合には、利用者の要介護認定に係る申請について必要な支援を行い、介護保健施設への紹介その他の便宜の提供を行う。
- 15 担当職員は、利用者が要介護認定を受けた場合には、利用者に対し必要な情報を提供する。
- 16 担当職員は、利用者が自立(非該当)と判定された場合には、介護保険の地域支援事業の介護予防事業の情報を提供するなど、利用者に対し必要な支援を行う。

(利用料その他の費用の額)

第8条 通常の事業の実施地域は鶴ヶ島市、坂戸市の区域とする。その他地域は応相談。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、鶴ヶ島市脚折の一部(脚折才道木・脚折第一・脚折蔵ノ前・脚折第二・脚折山田自治会区域)、脚折町一・二・三・四・六丁目、下新田、羽折町、中新田、新町、上新田、町屋とする。

(事故発生時の対応)

第10条 担当職員は、利用者に対する指定介護予防支援の提供により事故が発生した場合には速やかに管理者に報告し、鶴ヶ島市、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

(苦情処理)

- 第 11 条 センターは、自ら提供した指定介護予防支援又は自らが介護予防サービス計画に位置付けた指定介護予防サービス等に対する利用者及び利用者の家族からの苦情に迅速かつ適切な対応をするために、必要な措置を講じる。
- 2 提供した指定介護予防支援に関し、介護保険法第 23 条の規定により市町村が行う文章その他の物件の提出若しくは掲示の求め又は当該市町村の職員から質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
 - 3 提供した指定介護予防支援に関する苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

(その他運営についての留意事項)

- 第 12 条 センターは、担当職員の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。
- (1) 採用時研修 採用後 3 ヶ月以内
 - (2) 継続研修 年1回以上
 - 2 担当職員は職務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持する。
 - 3 担当職員は職務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため担当職員でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業者と雇用契約の内容とする。
 - 4 この規程に定めるほか、運営に必要な事項は、鶴ヶ島市と社会医療法人社団新都市医療研究会〔関越〕会理事長と事業所の管理者の協議に基づき定めるものとする。

(虐待防止のための措置に関する事項)

- 第 13 条 センターは、虐待防止又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じるものとする。
- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待防止のための指針を整備する。
 - (3) 担当職員に対し、虐待防止のための研修を定期的実施する。
 - (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
 - 2 センターは、サービス提供中に、当該センター従業者又は養護者(利用者の家族等 高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合には、速やかに市町村に通報するものとする。

(個人情報保護)

- 第 14 条 利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が

作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2 事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に使用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又は家族の同意を得るものとする。

附則

- この規程は、平成 25 年 4 月 1 日 から施行する。
- この規程は、令和 3 年 4 月 1 日 から一部改訂する。
- この規程は、令和 5 年 2 月 1 日 から一部改訂する。
- この規程は、令和 5 年 4 月 1 日 から一部改訂する。
- この規程は、令和 5 年 6 月 1 日 から一部改訂する。
- この規程は、令和 5 年 10 月 1 日 から一部改訂する。
- この規程は、令和 6 年 4 月 1 日 から一部改訂する。
- この規程は、令和 6 年 5 月 1 日 から一部改訂する。